防災基本計画修正

新旧対照表 (案)

令和5年 月

※「公用文作成の考え方(建議)」(令和4年1月7日文化審議会)を踏まえ、防災基本計画における全ての読点の表記を「,」(コンマ)から「、」(テン)に変更することとしますが、新旧対照表上は反映していません。また、今回の修正に係る部分については、修正前欄も「、」(テン)で記載しています。

修正前	修正後
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 災害に強い国づくり、まちづくり	第1節 災害に強い国づくり、まちづくり
(略)	(略)
2 災害に強いまちづくり	2 災害に強いまちづくり
(1) 災害に強いまちの形成	(1) 災害に強いまちの形成
(略)	(略)
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交	
通省等〕及び地方公共団体は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において	
防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。	
(新設)	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、所有者不明土地を活用した防災空地、
	備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解
	消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用
	した防災対策を推進するものとする。
(略)	(略)
第3節 国民の防災活動の促進	第3節 国民の防災活動の促進
(略)	(略)
3 国民の防災活動の環境整備	3 国民の防災活動の環境整備
(略)	(略)
(2) 防災ボランティア活動の環境整備	(2) 防災ボランティア活動の環境整備
(略)	(略)
○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)	○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)
は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びN	は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びN
PO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動	PO等との連携を図るとともに、 <mark>災害</mark> 中間支援組織(NPO・ボランティア等の
支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防	活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時におい

災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(新設)

(新設)

(略)

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(略)

(3) 通信手段の確保

○国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

(略)

5 救助・救急、医療及び消火活動関係

(略)

修正後

て防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○都道府県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域 において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、都道 府県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害 ボランティアセンターの運営を支援する者(都道府県社会福祉協議会等)との役 割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

○市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防 災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協 議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティア センターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協 定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(略)

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(略)

(3) 通信手段の確保

○国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

(略)

5 救助・救急、医療及び消火活動関係

(3) 保健衛生活動関係

○都道府県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に 関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うた。 めの本部(以下、「保健医療調整本部」という。)の整備に努めるものとする。

○国「厚生労働省」は、被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄 養士等の応援派遣に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体 との調整を行う体制を整備するとともに、災害時の保健医療活動に関する研究及 び研修を推進する。

○国「厚生労働省」は、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所による 総合調整等の円滑な実施を応援するため、都道府県・保健所設置市及び特別区に 対し、必要な研修・訓練を実施するものとする。

○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活 動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(略)

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(略)

○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化 し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(略)

(3) 指定避難所等

(略)

○市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあ っては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制 修正後

(3) 保健衛生活動関係

○都道府県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活 動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療<mark>福祉</mark>活動の総合調整を遅滞な く行うための本部(以下、「保健医療<mark>福祉</mark>調整本部」という。)の整備に努めるも のとする。

○国「厚生労働省」は、被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄 養士等の応援派遣に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体 との調整を行う体制を整備するとともに、災害時の保健医療<mark>福祉</mark>活動に関する研 究及び研修を推進する。

○国「厚生労働省」は、被災地方公共団体の保健医療<mark>福祉</mark>調整本部及び保健所に よる総合調整等の円滑な実施を応援するため、都道府県・保健所設置市及び特別 区に対し、必要な研修・訓練を実施するものとする。

○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福 祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(略)

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(略)

○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化 し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を 把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に 実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(略)

(3) 指定避難所等

(略)

○市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあ っては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制

が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保 されるものを指定するものとする。

(略)

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(略)

○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(略)

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

(略)

○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

修正後

が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保 されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達がで きるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(略)

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。(略)

○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な 確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生</u> <u>活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものと する。

(略)

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

(略)

○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた

第2編 各災害に共通する対策編

修正前 修正後 場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な 管理に努めるものとする。 (新設) ○市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及 び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものと する。 (略) (略) ○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警 ○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警 察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わ 察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わ る関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、 る関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、 当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するも 当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するも のとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報 のとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協 伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る 力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否 ものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるも 確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計 のとする。 画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 (略) (略) ○市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指 定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法 等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (新設) ○都道府県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点 などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 (新設) ○国「気象庁」は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の 活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するもの とする。 (略) (略) (6) 帰宅困難者対策 (6) 帰宅困難者対策 (略) (略)

○国〔内閣<u>官房</u>、国土交通省〕、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

(略)

○国、公共機関及び地方公共団体は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(新設)

(新設)

(略)

- 11 災害復旧・復興への備え
- (1) 災害廃棄物の発生への対応

(略)

○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物 を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避 難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、 修正後

○国〔内閣府、国土交通省〕、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

(略)

○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○国 [内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省] 及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(略)

- 11 災害復旧・復興への備え
- (1) 災害廃棄物の発生への対応

(略)

○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物 を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避 難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、

周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

(略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(略)

2 通信手段の確保

(略)

○国 〔総務省〕及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害<u>や</u>復旧の状況等<u>を</u>関係機関<u>に共有</u>するとともに、国 〔総務省〕は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

(略)

5 広域的な応援体制

(略)

○国〔国土交通省〕は、<u>被災</u>により港湾管理者からの要請があった<mark>場合</mark>には、当 該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

(略)

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

(略)

2 医療活動

(略)

(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣

(略)

修正後

周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

(略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(略)

2 通信手段の確保

(略)

○国 〔総務省〕及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するとともに、国 〔総務省〕は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

(略)

5 広域的な応援体制

(略)

○国〔国土交通省〕は、<u>非常災害等の発生</u>により<u>港湾の機能に支障が生じ、又は</u> 生ずるおそれがある場合において、</u>港湾管理者からの要請があった<u>とき</u>には、当 該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

(略)

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

(略)

2 医療活動

(略)

(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣

○都道府県は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(略)

4 航空機の運用調整等

(略)

○航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと<u>する。また、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(略)

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(略)

2 交通の確保

(略)

(3) 道路啓開等

○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調 査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の<mark>自動車</mark>プローブ情報の活用等に 修正後

○都道府県は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(略)

4 航空機の運用調整等

(略)

○航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策</u>活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(略)

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(略)

2 交通の確保

(略)

(3) 道路啓開等

○国 [国土交通省] は、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民のプローブ情報の活用等により早

より早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2. 0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。

(略)

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

(略)

3 指定避難所等

(略)

(2) 指定避難所の運営管理等

○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(略)

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

(略)

1 保健衛生

修正後

急に被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2. 0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。

(略)

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

(略)

3 指定避難所等

(略)

(2) 指定避難所の運営管理等

○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(略)

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

(略)

1 保健衛生

(略)

○都道府県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行うものとする。

(略)

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。(略)

○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(略)

第3章 災害復旧・復興

(略)

第4節 被災者等の生活再建等の支援

(略)

(略)

○都道府県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療<mark>福</mark> 祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危 機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行うものとする。

修正後

(略)

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

○国 [内閣府等]、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

(略)

○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(略)

第3章 災害復旧・復興

(略)

第4節 被災者等の生活再建等の支援

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制	○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制
度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災	度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの</u>
者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度	<u>実施等により、</u> 見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援
を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め
	るものとする。
(略)	(略)
○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施	○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施
状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援	状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援
護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速
	化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検
	討するものとする。
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前 修正後 第3編 地震災害対策編 第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第1章 災害予防 第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方 第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方 (略) (略) ○地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科 ○地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科 学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正 学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正 確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を 確に調査するものとする。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、 行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。 強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとす る。 (略) (略) 第3節 国民の防災活動の促進 第3節 国民の防災活動の促進 (略) (略) 2 防災知識の普及、訓練 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (1) 防災知識の普及 (略) (略) ○国「内閣府、気象庁等〕及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易 ○国「内閣府、気象庁等〕及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易 に理解できるよう、地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況 に理解できるよう、地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュー 等)、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努 ド、地震活動の状況等)、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとす 情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得 る。 て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。 (略) (略) 第2章 災害応急対策 第2章 災害応急対策 (略) (略)

○南海トラフ地震について、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地 震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発

第3編 地震災害対策編

第3編 地震災害対策	杉編						
	修工	E前				修正後	
表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に定							
めるところによる。							
(新設)				○日本海溝・千	一島海溝周辺海 濱	構型地震につい	て、北海道・三陸沖後発地震注意情
			報が発信された	_場合の対応に~	ついては、「日	本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防	
				災対策推進基本	(計画) に定める	るところによる。	<u>. </u>
○大規模地震が発生	したときに行う応急	対策活動は、本章に	定めるところに加	○大規模地震が	5発生したとき1	こ行う応急対策	活動は、本章に定めるところに加
え、「大規模地震・湾	津波災害対策対処方釒	├」に定めるところに	よるほか、別表の	え、「大規模地	震・津波災害 <mark>応</mark>	急対策対処方針	├」に定めるところによるほか、別
上欄に掲げる場合に	行う具体的な広域応	急対策活動は、それる	ぞれ同表の下欄に掲	表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄			
げる計画等に定める	ところによるものと	する。		に掲げる計画等	等に定めるとこ?	ろによるものと	する。
(略)				(略)			
第3章 災害復旧・	復興			第3章 災害復	夏旧・復興		
(略)				(略)			
別表(第2章関係)				別表(第2章関	月係)		
①東海地震に関	①地震発生時の震	東京 23 区の区域	(新設)	①東海地震	①地震発生	東京 23 区の	①地震発生時の震央地名の区域
連する(後略)	央地名の (後略)	において、(後		に関連する	時の震央地	区域におい	が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨
		略)		(後略)	名の (後略)	て、(後略)	大地震モデル検討会」において設
							定された想定震源断層域と重なる
							区域であり、青森県、岩手県、宮城
							県のいずれの地域においても、震
							度6弱以上の震度が観測され、か
							つ、1 道 6 県(北海道、青森県、岩
							手県、宮城県、福島県、茨城県、千
							葉県をいう。以下本編において同
							じ。) のいずれの地域においても、
							大津波警報の発表があった場合

第3編 地震災害対策編

	修正前					修正後	
・「東海地震応急 対策活動要領」 (後略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和3年5月改定)	・「首都直下地震 における具体的な 応急対策活動に関 する計画」(平成 28年3月29日中 央防災会議幹事会	(新設)	・「東海地震 応急対策活 動要領」(後 略)	・フけな活る成の 南震具急に画年 トに体対関(3央 ラお的策す平月防	・「電具急に動計ではないでは、一下ではないでは、一下ではないでは、129年3月29日では、129年3月29日では、129年3月29日では、12	②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合。③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定)
	_					日中央防災会議幹事会決定、令和5	

第4編 津波災害対策編

修正前 修正後 第4編 津波災害対策編 第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第1章 災害予防 第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方 第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方 (略) (略) ○津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形 ○津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形 等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に溯って津波 等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波 の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動 の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の評価、地震発生可 及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。 能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と 連携するものとする。 (略) (略) 第3節 国民の防災活動の促進 第3節 国民の防災活動の促進 (略) (略) 2 防災知識の普及、訓練 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (1) 防災知識の普及 (略) (略) ○国「内閣府等」、公共機関、地方公共団体等は、防災週間、津波防災の日及び 防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示 しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るも のとする。 (略) (略) ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、 ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、 第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上 第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上 にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険

を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性な

ど、津波の特性に関する情報

(略)

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険 を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によ る津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(略)

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第4編 津波災害対策編

第4編 津波災害対策編	
修正前	修正後
(略)	(略)
1 災害発生直前対策関係	1 災害発生直前対策関係
(1) 津波警報等の発表及び伝達	(1) 津波警報等の発表及び伝達
(略)	(略)
○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波	○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波
地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せるこ	地震や遠地地震 <u>、火山噴火等による津波</u> に関して、住民の避難意識がない状態で
とのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとす	突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝
る。	達体制を整えるものとする。
(略)	(略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
(略)	(略)
○南海トラフ地震について、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地	
震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発	
表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に定	
めるところによる。	
(新設)	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情
	報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防
	災対策推進基本計画」に定めるところによる。
○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めると	○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めると
ころに加え、「大規模地震・津波災害対策対処方針」に定めるところによるほ	ころに加え、「大規模地震・津波災害 <u>応急</u> 対策対処方針」に定めるところによる
か、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表	ほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同
の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。	表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。
第1節 災害発生直前の対策	第1節 災害発生直前の対策
1 津波警報等の伝達	1 津波警報等の伝達
(略)	(略)

第4編 津波災害対策編

第4 編			<u> </u>		
修正前				修正後	
○国〔気象庁〕は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ			○国〔気象庁〕は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ		
津波の伝わる経路上にある	海外の <u>津波</u> 観測点で潮位変化	化が観測された場合には、	津波の伝わる経路上にある	海外の <u>潮位</u> 観測点で潮位変位	化が観測された場合には、
日本においても <u>潮位変化が</u>	<u>観測される</u> 可能性がある旨を	を周知するものとする。	日本においても <u>津波の影響</u>	<u>が生じる</u> 可能性がある旨を	周知するものとする。
(略)			(略)		
第3章 災害復日・復興			第3章 災害復旧・復興		
(略)			(略)		
別表(第2章関係)			別表(第2章関係)		
①東海地震に関連する情	①地震発生時の震央地名	(新設)	①東海地震に関連する情	①地震発生時の震央地名	①地震発生時の震央地名
報の(後略)	の区域が、「南海トラフ		報の (後略)	の区域が、「南海トラフの	の区域が、「日本海溝・千
	の (後略)			(後略)	島海溝沿いの巨大地震モ
					デル検討会」において設
					定された想定震源断層域
					と重なる区域であり、青
					森県、岩手県、宮城県の
					<u>いずれの地域において</u>
					も、震度6弱以上の震度
					が観測され、かつ、1道
					6県(北海道、青森県、岩
					手県、宮城県、福島県、茨
					<u>城県、千葉県をいう。以</u>
					下本編において同じ。)の
					<u>いずれの地域において</u>
					も、大津波警報の発表が
					<u>あった場合</u>
					②地震発生時の震央地名
					の区域が、「日本海溝・千
·			1		

第4編 津波災害対策編

	修正前			修正後	
					<u>島海溝沿いの巨大地震モ</u>
					デル検討会」において設
					定された想定震源断層域
					と重なる区域であり、北
					海道において震度6強以
					上の震度が観測され、か
					つ、1道6県のいずれの
					地域においても、大津波
					警報の発表があった場合
					③ただし、①又は②のい
					<u>ずれにも該当しない場合</u>
					において、1道6県の地
					域で相当程度の被害が生
					じていると見込まれる場
					<u></u>
・「東海地震応急対策活	・「南海トラフ地震にお	(新設)	•「東海地震応急対策活	・「南海トラフ地震にお	・「日本海溝・千島海溝周
動要領」(後略)	ける具体的な応急対策活		動要領」(後略)	ける具体的な応急対策活	辺海溝型地震における具
	動に関する計画」(平成			動に関する計画」(平成	体的な応急対策活動に関
	27年3月30日中央防災			27 年 3 月 30 日中央防災	する計画」(令和5年5月
	会議幹事会決定、令和3			会議幹事会決定、令和 5	23 日中央防災会議幹事
	年 <u>5</u> 月改定)			年 <u>5</u> 月改定)	会決定)

第5編 風水害対策編

第 5 編 · 風水 音 刈 來補 修正前	修正後
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり	第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり
(略)	(略)
2 風水害に強いまちづくり	2 風水害に強いまちづくり
(1) 風水害に強いまちの形成	(1) 風水害に強いまちの形成
(略)	(略)
○国〔国土交通省、農林水産省、林野庁〕は、盛土による災害防止に向けた総点	○国〔国土交通省、農林水産省、林野庁〕は、盛土による災害防止に向けた総点
検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛	検 <mark>等</mark> を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある
土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土に対	盛土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土に
する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。	対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。
(略)	(略)
○地方公共団体は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認	○地方公共団体は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認
された盛士について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うも	された盛土について、 <mark>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</mark> 各法令に基づき、速
のとする。また、都道府県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、	やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、都道府県は、当該盛土に
市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場	ついて、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の
合には、適切な助言や支援を行うものとする。	発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとす
	る。
(略)	(略)
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
(略)	(略)
7 避難の受入れ及び情報提供活動関係	7 避難の受入れ及び情報提供活動関係
(略)	(略)
(6) 被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6) 被災者等への的確な情報伝達活動関係
(略)	(略)

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
〇国〔農林水産省〕は、 <u>ため池決壊等の農地災害予測及び情報連絡システム整備</u>	〇国〔農林水産省〕は、 <u>地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報に</u>
を推進するものとする。	ついて、ため池防災支援システムにより、地方公共団体及び関係機関との速やか
	な情報共有に努めるものとする。
(略)	(略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
第7編 雪害対策編	第7編 雪害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
(略)	(略)
第2節 国民の防災活動の促進	第2節 国民の防災活動の促進
(略)	(略)
2 防災知識の普及、訓練	2 防災知識の普及、訓練
(1) 防災知識の普及	(1) 防災知識の普及
(略)	(略)
○雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両	○雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両
の運転者は車内にスコップ <u>やスクレーパー</u> 、飲食料及び毛布等を備えておくよう	の運転者は <u>スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、</u> 車内にスコップ、 <u>砂、</u>
心がけるものとする。	飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
(略)	(略)
第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進	第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進
(1) 雪害及び雪害対策に関する研究の推進	(1) 雪害及び雪害対策に関する研究の推進
(略)	(略)
○国〔文部科学省、国土交通省、気象庁、農林水産省〕は、雪崩等による雪害の	
発生メカニズム、防除等に関する研究を推進するものとする。	
(新設)	○国〔文部科学省〕及び地方公共団体は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発
	生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮
	<u>をするものとする。</u>
(略)	(略)

第8編 海上災害対策編 修正前 修正後 第8編 海上災害対策編 第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 第1章 災害予防 第1節 海上交通の安全のための情報の充実 第1節 海上交通の安全のための情報の充実 (略) (略) ○国〔海上保安庁〕は、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要 ○国〔海上保安庁〕は、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要 な情報提供体制の整備を図るものとする。 な情報提供体制の整備を図るものとする。 (新設) ○国〔国土交通省〕は、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。ま た、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、 旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図るものとする。 第2節 船舶の安全な運航の確保 第2節 船舶の安全な運航の確保 ○国「国土交通省」は、船舶職員になろうとする者に対し、必要な知識・能力が ○国〔国土交通省〕は、事業許可時に安全性に関する審査を行うとともに、運航 あるかについて海技士国家試験を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の 労務監理官による監査において、安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質 際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、知識・能力の維持及び最 な事業者に対しては厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業許可 の更新制、安全統括管理者・運航管理者に係る資格者制度・試験制度、船舶の使 新化を図るものとする。また、時代のニーズに即した船員を確保する必要がある ことから、各船員教育機関において、教育内容のレベルアップを図るなどその教 用停止命令制度の導入のほか、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口 育体制の一層の整備充実を推進する。 の設置、指導事項の継続的なフォローアップなど監査の強化等により、旅客船事 ○国「国土交通省」は、発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の 業の安全性の向上を図るものとする。 確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導をより ○国〔国土交通省〕は、船員教育体制の一層の整備充実、海技資格制度を通じた 一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図るものとする。 船員の知識・能力の維持及び最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を 図るものとする。また、事業用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に 応じた航行区域の限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関する教育訓練の 実施等により、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図るものとする。 ○国〔国土交通省〕は、人的要因に係る海難事故防止等の観点から、条約等の国 ○国〔国土交通省〕は、海上人命安全条約(SOLAS条約)等の国際基準に適 合していない外国船舶(サブスタンダード船)の排除のため、寄港国による外国 際基準に適合していない船舶(サブスタンダード船)の排除のため、寄港国によ る外国船舶の監督(ポートステートコントロール: PSC) の実施を積極的に推 船舶の監督(ポートステートコントロール:PSC)の実施を積極的に推進する

(略)

とともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。

進するとともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。

第8編 海上災害対策編
修正前
⑥船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保するものとする。
・小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に
努める。
(新設)
・国 [国土交通省] は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務

(略)

第3節 船舶の安全性の確保

○国 [国土交通省] は、船舶の構造、設備等の安全基準の整備を行うとともに、 技術革新、海上輸送の多様化等の情勢に対処するものとする。

○国 [国土交通省] は、技術革新による輸送形態の多様化、諸設備の高度化への 対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処 するため、研修等の実施により船舶検査体制の充実に努めるものとする。

(略)

○国 [国土交通省] は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶 検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

○国 [国土交通省] は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、PSCの実施を積極的に推進するとともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。

第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)

- 2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係
- (1) 搜索、救助·救急活動関係
- ○国〔海上保安庁〕は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及 び潜水器材等の捜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救 助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

・国〔国土交通省〕は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務 化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援するものとする。

(略)

第3節 船舶の安全性の確保

○国 [国土交通省] は、船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督するものとする。

(略)

(削除)

(削除)

第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)

- 2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係
- (1) 捜索、救助・救急活動関係

○国〔海上保安庁〕は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及 び潜水器材等の捜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救 助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成<u>・配置</u>に努めるものと する。

第8編 海上災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
(3) 消火活動関係	(3) 消火活動関係
○第2編1章6節5項(3)「消火活動関係」	
(新設)	○国〔海上保安庁〕は、大規模な海上災害の発生に備え、地方公共団体等との業
	務協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備に努めるものとす
	<u>る。</u>
(略)	(略)
4 危険物等の大量流出時における防除活動関係	4 危険物等の大量流出時における防除活動関係
(略)	(略)
(新設)	○国〔国土交通省〕は、船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するた
	め、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整
	備、見直しを随時行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行う
	<u>ものとする。</u>
○船舶所有者等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を船舶内等	(削除)
に備え付けるものとする。	
(略)	(略)

第12編 原子力災害対策編

第 12 編 原士刀災害对東編 「	T
修正前	修正後
第 12 編 原子力災害対策編	第 12 編 原子力災害対策編
(略)	(略)
第1章 災害予防	第1章 災害予防
(略)	(略)
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
(略)	(略)
5 防災業務関係者の安全確保関係	5 防災業務関係者の安全確保関係
(略)	(略)
○国 <u>及び</u> 地方公共団体は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係	○国 <u>、</u> 地方公共団体 <u>、指定公共機関及び指定地方公共機関</u> は、被ばくの可能性が
者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。	ある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじ
	め整備するものとする。
(略)	(略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立	第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立
(略)	(略)
2 警戒事態発生時の連絡等	2 警戒事態発生時の連絡等
(略)	(略)
○原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直	○原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直
ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設、原	ちに官邸〔内閣官房〕、 <u>内閣府、</u> 緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点
子力施設事態即応センター (原子力事業者本店等)、緊急時対策所及び指定公共	施設、原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)、緊急時対策所及び
機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。	指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。
(略)	(略)
3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等	3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等
(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡	(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡
(略)	(略)

○国〔原子力規制委員会、内閣府、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。

(略)

7 指定行政機関等の活動体制

(略)

- (2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応
- 一 原子力災害対策本部の設置
- ○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難 又は屋内退避及び安定ョウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

(略)

三 原子力災害現地対策本部の設置

(略)

○現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府 県及び市町村の災害対策本部(又は現地対策本部)とともに、原子力災害合同対 策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部 長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者 及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとす る。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとす る。

(略)

修正後

○国〔原子力規制委員会、内閣府、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、内閣府、緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。

(略)

7 指定行政機関等の活動体制

(略)

- (2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応
- 一 原子力災害対策本部の設置

○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、<u>緊急事態</u>応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ョウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

(略)

三 原子力災害現地対策本部の設置

(略)

○現地対策本部は、対策拠点施設において、<mark>緊急事態</mark>応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部(又は現地対策本部)とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
11 その他	11 その他
(1) 防災業務関係者の安全確保	(1) 防災業務関係者の安全確保
(略)	(略)
○国、地方公共団体等は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係	〇国、地方公共団体 <u>指定公共機関、指定地方公共機関</u> 等は、被ばくの可能性が
者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。	ある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るも
	のとする。
(略)	(略)
第6節 救助・救急、医療及び消火活動	第6節 救助・救急、医療及び消火活動
(略)	(略)
2 医療活動	2 医療活動
(略)	(略)
(3) 原子力災害医療の実施	(3) 原子力災害医療の実施
○立地道府県等は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班	○立地道府県等は、 <mark>緊急事態</mark> 応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療
を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。	班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。
(略)	(略)

以上